

26年産米の作付制限等の対象地域

区分	取組等の内容	対象地域
作付制限	立入が制限されており、作付・営農は不可 (・ 帰還困難区域)	福島県 南相馬市： 帰還困難区域
		富岡町： 帰還困難区域
		大熊町： 帰還困難区域
		双葉町： 帰還困難区域
		浪江町： 帰還困難区域
		葛尾村： 帰還困難区域
		飯舘村： 帰還困難区域
農地保全・試験栽培	営農が制限されており、除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施 (・ 居住制限区域 ・ 避難指示解除準備区域の一部)	福島県 富岡町： 居住制限区域
		大熊町： 居住制限区域及び避難指示解除準備区域
		双葉町： 避難指示解除準備区域
		葛尾村： 居住制限区域及び避難指示解除準備区域
作付再開準備	管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施 (・ 避難指示解除準備区域 ・ 居住制限区域の一部 等)	福島県 南相馬市： 避難指示解除準備区域及び居住制限区域
		川俣町： 避難指示解除準備区域及び居住制限区域
		檜葉町： 全域
		富岡町： 避難指示解除準備区域
		川内村： 避難指示解除準備区域及び居住制限区域
		浪江町： 避難指示解除準備区域及び居住制限区域
		飯舘村： 避難指示解除準備区域及び居住制限区域
全量生産出荷管理	管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策等を実施、もれなく検査（全量管理・全袋検査）し、順次出荷。 (・ 26年産で作付を再開する地域)	福島県 南相馬市： 避難指示区域以外の区域